

平成 24 年 9 月 13 日  
24 経情発第 10377 号  
経営管理部長 決 定

## 大田区のソーシャルメディア利用に関するガイドライン

大田区におけるソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「大田区のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」

(以下「ガイドライン」といいます。)を以下のとおり定める。

### 1 ソーシャルメディアの定義

ツイッター、フェイスブック等に代表される、インターネット上で提供されるウェブ (We b) サービスを利用して、「サービスの利用者自身が情報を発信し、コンテンツを形成していくメディア」と定義する。

### 2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは情報発信の手軽さ、即時性、拡散性、また情報の受け手の使いやすさなど、有効な情報伝達手段である。

そのため、使用にあたり情報の正確さ、法令遵守や公序良俗、特定又は不特定の人たちの感情への考慮など留意すべき点がある。

意図せずして、区政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にこれらのリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものが、このガイドラインである。

### 3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、大田区職員（臨時職員も含む）としての身分を有する者が、公用でソーシャルメディアを利用し、大田区の情報を不特定多数の外部に、情報を発信する際に適用する。

### 4 ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して、情報を発信する場合には、区としての公式見解や発言をしているという自覚と責任を持つこと
- (2) 地方公務員法その他関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を遵守すること
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意すること
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解し、その内容について誤解を招かぬよう十分留意すること

(5) 意図せず、自ら発信した情報により、他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解させるよう努め、また、自らが発信した情報に関し、攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けること

(6) 次に掲げる情報の発信を禁止する

- ① 不敬な言い方を含む発言
- ② 人権、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
- ④ 正否が確認できない情報（噂や流説など）
- ⑤ その他公序良俗に反する一切の情報及びリンク

5 ソーシャルメディアを利用して大田区政に関する情報を発信する際の留意事項

(1) 大田区あるいは大田区と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはならない

(2) 大田区及び他者の権利を侵害する情報を発信してはならない

(3) 大田区のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはならない

(4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱に十分留意すること。

(5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、本区政に関する情報を発信する場合には、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分に留意すること。

(6) ソーシャルメディアを区民への情報提供媒体として運用する所属については、必要な事項を規定した運用要領を作成すること。

6 個人アカウントでのソーシャルメディア利用にあたっての注意

個人の立場でソーシャルメディアを利用する際も、意図せず、区政に対して影響を及ぼす可能性を鑑み、本ガイドラインの主旨を理解した上で、発信する情報の内容には十分留意すること。